

# 議案及び説明 並びに参考資料

令和4年6月定例会

池田市

# 目 次

1	報告第 5 号	令和 3 年度池田市水道事業会計予算繰越計算書について	1
2	報告第 6 号	令和 3 年度池田市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	3
3	報告第 7 号	令和 3 年度池田市一般会計繰越明許費繰越計算書について	5
		説 明	8
4	報告第 8 号	令和 3 年度池田市一般会計事故繰越し繰越計算書について	11
		説 明	13
5	議案第 4 0 号	池田市総合計画基本構想の議決に関する条例の制定について	14
		説 明	16
6	議案第 4 1 号	池田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	17
		説 明	19
		参 考	20
7	議案第 4 2 号	池田市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について	21
		説 明	24
		参 考	25
8	議案第 4 3 号	池田市建築基準法施行条例の一部改正について	30
		説 明	32
		参 考	33
9	議案第 4 4 号	池田市立養護老人ホーム条例の廃止について	34
		説 明	36
		参 考	37
10	議案第 4 5 号	動産の取得について	38
		参 考 ( 1 )	39
		参 考 ( 2 )	40
		参 考 ( 3 )	47

11	議案第46号	損害賠償の額を定めることについて	50
		参 考 (1)	51
		参 考 (2)	52
12	議案第47号	池田市公平委員会委員の選任について	54
13	議案第48号	池田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	55
14	諮問第1号	人権擁護委員の推薦に関する諮問について	56
15	議案第49号	令和4年度池田市一般会計補正予算(第3号)	59
		説 明	61
		参 考	71
16	議案第50号	令和4年度池田市一般会計補正予算(第4号)	87
		説 明	89
		参 考	95

報告第5号

令和3年度池田市水道事業会計予算  
繰越計算書について

令和3年度池田市水道事業会計予算を翌年度へ次のとおり繰り越したので、  
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報  
告する。

令和4年6月6日 提出

池田市長 瀧澤 智子

令和3年度 池田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	説明
						企業債	内部留保資金		
1 資本的支出	1 建設改良費	配水管 布設工事	75,132,600	8,520,600	23,746,800	内部留保資金	23,746,800	42,865,200	関係機関との協議に時間を要したこと等のため
	3 施設整備費	配水管 布設替工事	564,763,200	403,785,800	48,853,200	企業債 内部留保資金	36,600,000 12,253,200	112,124,200	関係機関との協議に時間を要したこと等のため

報告第6号

令和3年度池田市公共下水道事業会計予算  
繰越計算書について

令和3年度池田市公共下水道事業会計予算を翌年度へ次のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和4年6月6日 提出

池田市長 瀧澤 智子

令和3年度 池田市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	説明
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠布設工事	2,379,128,700	1,638,855,094	608,243,200	企業債	327,000,000	132,030,406	関係機関との協議に時間を要したこと等のため
						補助金	281,141,000		
						内部留保資金	102,200		
		下水道施設用地取得	63,715,000	57,943,986	5,525,300	内部留保資金	5,525,300	245,714	関係機関との協議に時間を要したこと等のため

報告第7号

令和3年度池田市一般会計繰越明許費  
繰越計算書について

令和3年度池田市一般会計繰越明許費を翌年度へ次のとおり繰り越したの  
で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に  
より報告する。

令和4年6月6日 提出

池田市長 瀧澤 智子

令和3年度 池田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国府支出金	市債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1 議会費	1 議会費	議会運営事業	6,897,000	6,897,000		6,897,000			
2 総務費	1 総務管理費	地域イントラネット事業	4,600,000	4,600,000		4,600,000			
2 総務費	1 総務管理費	住民情報システム管理事業	4,500,000	4,500,000		4,500,000			
2 総務費	1 総務管理費	統合型GISシステム事業	18,000,000	18,000,000		18,000,000			
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム改修事業	5,716,000	5,716,000		5,716,000			
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	1,685,779,000	679,647,000		679,647,000			
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者応援事業	110,000,000	24,301,100		24,301,100			
3 民生費	2 児童福祉費	窓口相談支援システム構築事業	30,000,000	29,150,000		29,150,000			
3 民生費	2 児童福祉費	私立保育所等補助事業	40,500,000	40,090,440		40,090,440			
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金給付事業	66,134,000	13,134,000		13,134,000			
7 商工費	1 商工費	消費喚起事業	249,800,000	249,800,000		48,382,900			201,417,100

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国府支出金	市債	その他	
8 土木費	1 土木管理費	交通安全施設整備事業	11,000,000	11,000,000		5,225,000	4,200,000		1,575,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業	36,000,000	36,000,000		17,600,000	14,400,000		4,000,000
10 教育費	2 小学校費	小学校管理事業	15,000,000	15,000,000		15,000,000			
10 教育費	2 小学校費	感染症対策等支援事業	15,750,000	15,750,000		7,875,000			7,875,000
10 教育費	2 小学校費	小学校遊具改修事業	25,000,000	25,000,000		8,416,000	16,500,000		84,000
10 教育費	2 小学校費	小学校空調機器整備事業	43,000,000	43,000,000		11,313,000	31,600,000		87,000
10 教育費	2 小学校費	小学校照明器具改修事業	64,000,000	64,000,000		21,546,000	42,400,000		54,000
10 教育費	3 中学校費	中学校管理事業	5,000,000	5,000,000		5,000,000			
10 教育費	3 中学校費	感染症対策等支援事業	7,200,000	7,200,000		3,600,000			3,600,000
10 教育費	3 中学校費	中学校空調機器整備事業	257,000,000	257,000,000		54,940,000	202,000,000		60,000
10 教育費	3 中学校費	中学校照明器具改修事業	39,000,000	39,000,000		13,130,000	25,800,000		70,000
10 教育費	5 給食センター費	給食センター運営事業	29,042,000	29,042,000		29,042,000			

令和3年度 池田市一般会計繰越明許費繰越計算書説明

款 項	目	節	予 算 額	決算見込額	残 額	繰 越 額	不 用 額
			円	円	円	円	円
1 議会費 1 議会費	1 議会費	12 委託料	4,939,000	4,375,971	563,029	197,000	366,029
		17 備品購入費	6,845,000	130,537	6,714,463	6,700,000	14,463
2 総務費 1 総務管理費	10 情報化推進費	10 需用費	2,552,000	1,995,005	556,995	100,000	456,995
		12 委託料	73,746,000	50,087,877	23,658,123	22,500,000	1,158,123
		17 備品購入費	4,500,000	0	4,500,000	4,500,000	0
2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	12 委託料	134,100,000	127,912,250	6,187,750	5,716,000	471,750
3 民生費 1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	3 職員手当等	58,960,000	56,767,943	2,192,057	313,000	1,879,057
		10 需用費	1,599,000	461,488	1,137,512	600,000	537,512
		11 役務費	15,986,000	1,829,118	14,156,882	13,204,000	952,882
		12 委託料	117,243,000	43,105,007	74,137,993	65,000,000	9,137,993
		13 使用料及び賃借料	690,000	148,219	541,781	530,000	11,781
		18 負担金補助及び交付金	3,058,080,000	2,136,846,763	921,233,237	600,000,000	321,233,237

款 項	目	節	予 算 額	決算見込額	残 額	繰 越 額	不 用 額
3 民生費 1 社会福祉費	3 老人福祉費	12 委託料	147,391,000	117,576,130	29,814,870	24,301,100	5,513,770
3 民生費 2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	3 職員手当等	331,931,000	315,030,112	16,900,888	694,000	16,206,888
		12 委託料	37,774,000	7,087,366	30,686,634	29,150,000	1,536,634
		18 負担金補助及び交付金	933,554,000	819,440,865	114,113,135	40,090,440	74,022,695
3 民生費 2 児童福祉費	2 子育て支援費	10 需用費	7,461,000	5,953,711	1,507,289	24,000	1,483,289
		11 役務費	16,239,000	10,702,011	5,536,989	416,000	5,120,989
		18 負担金補助及び交付金	1,611,624,000	1,494,662,631	116,961,369	12,000,000	104,961,369
7 商工費 1 商工費	2 商工振興費	12 委託料	291,697,500	41,762,420	249,935,080	249,800,000	135,080
8 土木費 1 土木管理費	2 交通対策費	14 工事請負費	37,624,000	25,931,400	11,692,600	11,000,000	692,600
8 土木費 2 道路橋りょう費	4 橋りょう整備事業費	14 工事請負費	216,000,000	86,372,300	129,627,700	36,000,000	11,597,700
10 教育費 2 小学校費	1 学校管理費	10 需用費	170,181,000	147,719,257	22,461,743	20,156,000	2,305,743
		12 委託料	73,570,000	71,224,244	2,345,756	770,000	1,575,756
		13 使用料及び賃借料	63,701,000	58,324,158	5,376,842	665,000	4,711,842
		14 工事請負費	96,485,000	66,383,611	30,101,389	25,000,000	5,101,389

款 項	目	節	予 算 額	決算見込額	残 額	繰 越 額	不 用 額
10 教育費 2 小学校費	1 学校管理費	17 備品購入費	33,231,000	23,978,186	9,252,814	9,159,000	93,814
10 教育費 2 小学校費	3 学校建設費	14 工事請負費	970,000,000	732,172,389	237,827,611	107,000,000	130,827,611
10 教育費 3 中学校費	1 学校管理費	10 需用費	92,059,000	82,656,004	9,402,996	6,472,000	2,930,996
		13 使用料及び賃借料	30,139,000	26,239,409	3,899,591	430,000	3,469,591
		17 備品購入費	18,060,000	11,853,866	6,206,134	5,298,000	908,134
10 教育費 3 中学校費	3 学校建設費	14 工事請負費	296,000,000	0	296,000,000	296,000,000	0
10 教育費 5 給食センター費	1 給食センター管理費	18 負担金補助及び交付金	30,768,000	1,388,079	29,379,921	29,042,000	337,921
計			8,984,729,500	6,570,118,327	2,414,611,173	1,622,827,540	709,753,633

報告第8号

令和3年度池田市一般会計事故繰越し  
繰越計算書について

令和3年度池田市一般会計の事故繰越しに係る歳出予算を翌年度へ次のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日 提出

池田市長 瀧澤 智子

令和3年度 池田市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国府支出金	市 債		
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化 事業	円 183,164,300	円 101,134,300	円 82,030,000	円 82,030,000	円 36,800,000	円 45,009,000	円	円 221,000	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う材料の納期遅延により工期延期が必要となったため	

令和3年度 池田市一般会計事故繰越し繰越計算書説明

款 項	目	節	予 算 額	決算見込額	残 額	繰 越 額	不 用 額
			円	円	円	円	円
8 土木費 2 道路橋りょう費	4 橋りょう整備事業費	14 工事請負費	216,000,000	86,372,300	129,627,700	82,030,000	11,597,700
計			216,000,000	86,372,300	129,627,700	82,030,000	11,597,700

議案第40号

池田市総合計画基本構想の議決に関する条例の制定について

池田市総合計画基本構想の議決に関する条例を次のように制定する。

令和4年6月6日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

地方自治法第96条第2項の規定に基づき、池田市総合計画基本構想の策定、変更及び廃止について、議会の議決すべき事件とするため、本条例を制定するものである。

池田市条例第 号

池田市総合計画基本構想の議決に関する条例（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、池田市総合計画基本構想（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本となる構想をいう。）の策定、変更及び廃止については、議会の議決すべき事件とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市総合計画基本構想の議決に関する条例の制定について

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、池田市総合計画基本構想の策定、変更及び廃止については、議会の議決すべき事件とするものであること。

（本則関係）

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

（附則関係）

議案第 4 1 号

池田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

池田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 6 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、引用条項を改めるため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）

池田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「附則第5条第1項」を「附則第3条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

- 1 引用条項を改めるものであること。

(第 2 条の改正関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第41号 参 考

池田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条（略） （市において行う事務）</p> <p>第2条 市は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（8）<u>広域連合条例附則第5条第1項</u>の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>（9）（略）</p> <p>第3条～第9条（略）</p>	<p>第1条（略） （市において行う事務）</p> <p>第2条 市は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（8）<u>広域連合条例附則第3条第1項</u>の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>（9）（略）</p> <p>第3条～第9条（略）</p>

議案第 4 2 号

池田市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

池田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 6 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

民法の一部改正により成年年齢が 18 歳に引き下げられたことに伴い、子ども医療費の助成の対象者のうち成年者であるものに係る申請の手続等について保護者ではなく対象者本人が行うこととする等、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

池田市子ども医療費の助成に関する条例（平成6年池田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保護者」を「子どもの属する世帯」に改める。

第2条第2号中「者で」の次に「未成年者である」を加え、「者を」を「ものを」に改め、同条第4号中「医療保険各法の規定により医療を受けた者又は保護者（保護者であった者を含む。）が」を「子どもが受けた医療について医療保険各法の規定により」に改める。

第4条中「市長は」の次に「、対象者が受けた医療について」を、「の額」の次に「（以下「助成額」という。）」を加え、「（以下「助成額」という。）とする」を「とする」に改める。

第5条中「対象者の」を削り、「まで」の次に「のうち対象者である期間」を加え、同条ただし書及び各号を削る。

第6条第1項中「保護者」の次に「（対象者が成年者である場合は、対象者。以下同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 未成年者である対象者について、第2項の規定によりその保護者が医療証の交付を受けた場合において、当該対象者が成年者になったときは、当該医療証の交付を受けた保護者は、速やかにこれを当該対象者に引き渡さなければならない。この場合において、当該引き渡された医療証は、当該対象者が交付を受けたものとみなす。

第7条第1項ただし書中「対象者」を「当該申請があった日が同条第2項の規定により交付を受けた医療証に係る対象者（以下「受給者」という。）」に、「に申請を行った」を「である」に改め、同条第2項ただし書中「当該助成す

べき額を当該対象者」を「受給者の保護者（受給者が成年者である場合は、受給者。以下同じ。）の申請に基づき、助成額を当該受給者」に改める。

第8条中「第6条第2項の規定により医療証の交付を受けた対象者の」を「受給者又はその」に改め、「保護者」の次に「（受給者が成年者である場合は、受給者。以下同じ。）」を加え、「住所を有する」を「存する」に改め、「当該受給者が」を削る。

第9条中「対象者が」を「受給者の」に、「に関し、」を「について」に改め、「損害賠償を」の次に「当該受給者又はその保護者が」を加え、「第4条の規定により助成すべき額の全部若しくは」を「助成額の全部又は」に改め、「既に助成した額の全部若しくは一部を」を削る。

第10条中「医療証の交付を受けた対象者」を「受給者」に改める。

第12条中「助成を受けた額」を「受けた助成額」に改める。

第13条中「第6条第2項の規定に基づき医療証の交付を受けた」を「受給者の」に改め、「当該」の次に「受給者の」を加える。

第14条中「当該」を「受給者の」に、「、正当な」を「正当な」に、「又は答弁若しくは」を「同条の規定による質問に対して答弁せず、又は同条の規定による」に、「を拒んだ」を「の求めに応じない」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前になされたこの条例による改正前の第7条第2項ただし書に規定する医療費の助成の申請に係る当該医療費の助成は、なお従前の例による。

池田市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

- 1 成年者である対象者に係る手続については、保護者ではなく対象者本人が行うこととする等、所要の規定の整備を行うほか、文言の整備を行うものであること。

(第 1 条、第 2 条、第 6 条から第 1 0 条まで、  
第 1 3 条及び第 1 4 条の改正関係)

- 2 文言の整備を行うものであること。

(第 4 条及び第 1 2 条の改正関係)

- 3 所要の規定の整備を行うものであること。

(第 5 条の改正関係)

- 4 この条例は、公布の日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第42号 参 考

池田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、<u>保護者</u>の医療費負担を軽減するとともに、子どもの保健の向上と健全な育成に寄与し、もって子どもの福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する<u>者</u>をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 自己負担費用 <u>医療保険各法の規定により医療を受けた者又は保護者(保護者であった者を含む。)</u>が支払うべき額(療養費等若しくは医療保険各法の規定による高額療養費の支給の対象となる場合、国若しくは地方公共団体の負担による療養の給付が行われる場合又は医療保険各法(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)を除く。以下「社会保険各法」という。)の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合若しくは日</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、<u>子どもの属する世帯</u>の医療費負担を軽減するとともに、子どもの保健の向上と健全な育成に寄与し、もって子どもの福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で<u>未成年者である</u>子どもを現に監護する<u>もの</u>をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 自己負担費用 <u>子どもが受けた医療について医療保険各法の規定により</u>支払うべき額(療養費等若しくは医療保険各法の規定による高額療養費の支給の対象となる場合、国若しくは地方公共団体の負担による療養の給付が行われる場合又は医療保険各法(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)を除く。以下「社会保険各法」という。)の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団から</p>

改 正 前	改 正 後
<p>本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により医療を受けた者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われる場合は、その額を控除した額)をいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、次に掲げる場合に医療費の助成を行い、その助成の額は、入院医療及び通院医療に係る自己負担費用から規則で定める一部自己負担額を控除した額 <u>(以下「助成額」という。)</u> とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(入院助成の期間)</p> <p>第5条 入院に係る医療費の助成の対象となる期間は、<u>対象者の入院の日から退院の日までとする。ただし、次の各号に定める場合における当該期間の始期又は終期はそれぞれ当該各号に定める日とする。</u></p> <p><u>(1) 入院している子どもが当該入院中に、本市に住所を有することとなった場合における助成の始期は、当該住所を有することとなった日とする。</u></p> <p><u>(2) 入院している対象者が当該入院中に、本市に住所を有しなくなった場合における助成の終期は、当該住所を有しなくなった日とする。</u></p> <p>(申請等)</p>	<p>社会保険各法の規定により医療を受けた者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われる場合は、その額を控除した額)をいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、<u>対象者が受けた医療について</u>、次に掲げる場合に医療費の助成を行い、その助成の額 <u>(以下「助成額」という。)</u> は、入院医療及び通院医療に係る自己負担費用から規則で定める一部自己負担額を控除した額と<u>する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(入院助成の期間)</p> <p>第5条 入院に係る医療費の助成の対象となる期間は、入院の日から退院の日までのうち<u>対象者である期間</u>とする。</p> <p>(申請等)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第6条 この条例により医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第7条 第4条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日から適用する。ただし、<u>対象者が出生した日又は本市に住所を有することとなった日から1月以内に申請を行ったときは</u>、当該出生した日又は本市に住所を有することとなった日から適用するものとする。</p> <p>2 市長は、医療費の助成を行うときは、助成額に相当する金額を健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者</p>	<p>第6条 この条例により医療費の助成を受けようとする対象者の保護者<u>(対象者が成年者である場合は、対象者。以下同じ。)</u>は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 未成年者である対象者について、第2項の規定によりその保護者が医療証の交付を受けた場合において、当該対象者が成年者になったときは、当該医療証の交付を受けた保護者は、速やかにこれを当該対象者に引き渡さなければならない。この場合において、当該引き渡された医療証は、当該対象者が交付を受けたものとみなす。</u></p> <p>(助成の方法)</p> <p>第7条 第4条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日から適用する。ただし、<u>当該申請があった日が同条第2項の規定により交付を受けた医療証に係る対象者(以下「受給者」という。)</u>が出生した日又は本市に住所を有することとなった日から1月以内であるときは、当該出生した日又は本市に住所を有することとなった日から適用するものとする。</p> <p>2 市長は、医療費の助成を行うときは、助成額に相当する金額を健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(以下これらを「医療機関」という。)に支払うことによる。ただし、前条第1項の規定による申請のあった日から同条第2項の規定に基づく医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたときその他市長が特別の理由があると認めるときは、<u>当該助成すべき額を当該対象者の保護者に直接支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</u></p> <p>(医療証の提示)</p> <p>第8条 <u>第6条第2項の規定により医療証の交付を受けた対象者の保護者は、大阪府内に住所を有する医療機関において、当該受給者が第4条の規定に基づく医療費の助成を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。</u></p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第9条 市長は、<u>対象者が疾病又は負傷に関し、医療に関する損害賠償を受けたときは、その限度において、第4条の規定により助成すべき額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。</u></p> <p>(届出義務)</p> <p>第10条 <u>医療証の交付を受けた対象者の保護者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければなら</u></p>	<p>(以下これらを「医療機関」という。)に支払うことによる。ただし、前条第1項の規定による申請のあった日から同条第2項の規定に基づく医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたときその他市長が特別の理由があると認めるときは、<u>受給者の保護者(受給者が成年者である場合は、受給者。以下同じ。)</u>の申請に基づき、<u>助成額を当該受給者の保護者に直接支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</u></p> <p>(医療証の提示)</p> <p>第8条 <u>受給者又はその保護者(受給者が成年者である場合は、受給者。以下同じ。)</u>は、大阪府内に<u>存する医療機関</u>において、第4条の規定に基づく医療費の助成を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。</p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第9条 市長は、<u>受給者の疾病又は負傷について医療に関する損害賠償を当該受給者又はその保護者が受けたときは、その限度において、助成額の全部又は一部を助成せず、又は返還させることができる。</u></p> <p>(届出義務)</p> <p>第10条 <u>受給者の保護者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があ</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>ばならない。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(不正利得の返還)</p> <p>第12条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者又は前条の規定に反した者があるときは、その者に対し、その<u>助成を受けた額</u>に相当する金額の全部又は一部の返還をさせることができる。</p> <p>(報告等)</p> <p>第13条 市長は、医療費の助成に当たり必要があると認めるときは、<u>第6条第2項の規定に基づき医療証の交付を受けた保護者</u>に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し当該保護者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。</p> <p>(助成の制限)</p> <p>第14条 市長は、<u>当該保護者が、正当な理由なく前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだ</u>ときは、医療費の助成の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>第11条 (略)</p> <p>(不正利得の返還)</p> <p>第12条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者又は前条の規定に反した者があるときは、その者に対し、その<u>受けた助成額</u>に相当する金額の全部又は一部の返還をさせることができる。</p> <p>(報告等)</p> <p>第13条 市長は、医療費の助成に当たり必要があると認めるときは、<u>受給者の保護者</u>に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し当該<u>受給者の保護者</u>その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。</p> <p>(助成の制限)</p> <p>第14条 市長は、<u>受給者の保護者が正当な理由なく前条の規定による命令に従わず、同条の規定による質問に対して答弁せず、又は同条の規定による診断書の提出の求めに応じない</u>ときは、医療費の助成の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>第15条 (略)</p>

議案第 4 3 号

## 池田市建築基準法施行条例の一部改正について

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 6 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

建築基準法の一部改正に伴い、引用条項を改めるため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）

池田市建築基準法施行条例（平成13年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の39の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表の40の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表の52の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表の53の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市建築基準法施行条例の一部改正について

- 1 引用条項を改めるものであること。

(別表の改正関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第43号 参 考

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前			改 正 後		
本則（略）			本則（略）		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
	区分	金額		区分	金額
1～38	(略)		1～38	(略)	
39	法第85条第5項の規定による許可の申請	(略)	39	法第85条第6項の規定による許可の申請	(略)
40	法第85条第6項の規定による許可の申請		40	法第85条第7項の規定による許可の申請	
41～51	(略)		41～51	(略)	
52	法第87条の3第5項の規定による許可の申請	(略)	52	法第87条の3第6項の規定による許可の申請	(略)
53	法第87条の3第6項の規定による許可の申請		53	法第87条の3第7項の規定による許可の申請	
54～61	(略)		54～61	(略)	
備考（略）			備考（略）		
付表1～付表10（略）			付表1～付表10（略）		

議案第 4 4 号

## 池田市立養護老人ホーム条例の廃止について

池田市立養護老人ホーム条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 6 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

施設の老朽化及び利用者の減少により、池田市立養護老人ホームを廃止するため、本条例を廃止するものである。

池田市立養護老人ホーム条例を廃止する条例（案）

池田市立養護老人ホーム条例（昭和29年池田市条例第12号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正）

2 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例（昭和39年池田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第39号までを1号ずつ繰り上げる。

池田市立養護老人ホーム条例の廃止について

- 1 池田市立養護老人ホームを廃止するため、本条例を廃止するものであること。

(本則関係)

- 2 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、関係条例の規定を整理するものであること。

(附則関係)

議案第44号 参 考

池田市立養護老人ホーム条例を廃止する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(議決すべき公の施設の利用)</p> <p>第2条 次に掲げる重要な公の施設について、1年を超える期間にわたる独占的な利用をさせるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12)養護老人ホーム</u></p> <p><u>(13)～(39)</u> (略)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(議決すべき公の施設の利用)</p> <p>第2条 次に掲げる重要な公の施設について、1年を超える期間にわたる独占的な利用をさせるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12)～(38)</u> (略)</p> <p>第3条 (略)</p>

議案第45号

動産の取得について

下記のとおり動産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年池田市条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 種 類     | 災害対応特殊消防ポンプ自動車                                 |
| 2 | 数 量     | 一式   |
| 3 | 取 得 金 額 | 金50,369,000円                                   |
| 4 | 契約の相手方  | 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3<br>株式会社モリタ 関西支店<br>支店長 土居 典生 |

令和4年6月6日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

災害対応特殊消防ポンプ自動車を取得したいので、本議案を提出するものである。

議案第45号 参 考 (1)

災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入

契約の目的	契約方法	契約金額	契約の相手方
災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入	指名競争入札	円 50,369,000	兵庫県三田市テクノパーク2番地の3 株式会社モリタ 関西支店 支店長 土居 典生

- ・仮契約年月日 令和4年5月12日
- ・納入期限 令和5年3月31日
- ・納入場所 大阪府池田市八王寺1丁目2番1号
- ・入札説明会 令和4年4月25日
- ・入札日 令和4年5月12日
- ・予定価格 46,363,637円(消費税抜き)
- ・入札経過

単位(円)

入札業者名	第1回入札金額	第2回入札金額	第3回入札金額
◎(株)モリタ 関西支店	45,790,000		
日本ドライケミカル(株) 大阪支店	事前辞退		
日本機械工業(株) 大阪営業所	47,200,000		
ジーエムいちほら工業(株)	事前辞退		
小川ポンプ工業(株)	事前辞退		
(株)吉谷機械製作所	事前辞退		
長野ポンプ(株) 大阪営業所	48,300,000		
(株)ナカムラ消防化学 大阪営業所	事前辞退		
平和機械(株)	50,700,000		

備考(1) ◎は落札者

(2) 上記入札金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

## 売 買 契 約 書

1	品 名	災害対応特殊消防ポンプ自動車											
2	規 格	別紙仕様書のとおり											
3	数 量	別紙仕様書のとおり											
4	契 約 金 額			¥	5	0	3	6	9	0	0	0	円
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額			¥	4	5	7	9	0	0	0		
5	契 約 保 証 金	免 除											
6	納 入 場 所	大阪府池田市八王寺1丁目2番1号											
7	納 入 期 限	令和5年3月31日											

上記物品の売買について、発注者と受注者は次の契約条項によって売買契約を締結する。  
本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年5月12日

大阪府池田市城南1丁目1番1号

発注者 池 田 市  
代 表 者 池田市長 瀧澤 智子

受注者 所 在 地 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3  
商号又は名称 株式会社モリタ 関西支店  
代表者氏名 支店長 土居 典生

#### (総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（仕様書及び図面等を含む。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この売買契約を誠実に履行しなくてはならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなくてはならない。
  - 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約の終了、解除後も同様とする。
  - 4 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 5 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
  - 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 8 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 10 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

#### (権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条** 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

#### (監督)

- 第3条** 発注者は、必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することができる。

#### (納入方法)

- 第4条** 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 物品の品質、形状、寸法等は、すべて仕様書及び図面又は現品見本どおりとしなければならない。
  - 3 受注者は、品名、規格、数量、単価等を記載した納品書を添えて、自己の負担をもって発注者の指定する場所に物品を一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

#### (納入期限の延長)

- 第5条** 受注者は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、その都度遅滞なく事由及び延期日数等を詳記した文書をもって期限延長の申出をすることができる。
- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。
  - 3 発注者は、第1項の申出を受理した場合において、内容を検討し正当であると認めるときは、納入期限を延長することができる。

#### (検査)

- 第6条** 発注者は、納品日から10日以内に検査を行うものとする。
- 2 受注者は、前項の検査に立会うものとし、立会わないときは検査の結果について異議を申し立てることができない。
  - 3 第1項の検査に要する費用及び検査のために変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。
  - 4 発注者は、納入した物品の全部又は一部が第1項の検査に合格しないことを発見したときは、受注者に物品の取替又は改善を請求することができる。
  - 5 発注者は、受注者が前項の取替又は改善をしたときは、前各項の例により検査を行うものとする。

### (所有権)

**第7条** 物品の所有権は、前条第1項又は第5項の検査に合格と認めた物品を納入場所において確認したときをもって発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失等の危険負担はすべて受注者が負担するものとする。

### (契約不適合責任)

**第8条** 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその期間を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

### (契約金額の請求及び支払)

**第9条** 受注者は、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

ただし、第4条第3項ただし書の規定により一部の納入が認められたときは、その残部のすべてが納入され、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。

3 発注者は、前項の期間内に代金を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の翌日から代金支払の日までの日数に応じ、当該未払金に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなくてはならない。

4 発注者は、第1項の請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部に不備があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者から是正した請求書を受理した日までの期間は、第2項の規定による支払期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不備が、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

5 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

### (履行遅滞による遅滞料)

**第10条** 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の到来の日の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の金額）につき、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を発注者に支払わなくてはならない。

2 前項の遅滞料徴収日数の計算については、第6条第1項及び第5項の検査に要した日数並びに受注者の故意又は重大な過失によらない事由による同条第4項の取替又は改善に要した日数は、算入しないものとする。

### (発注者の任意解除権)

**第11条** 発注者は、納入期間が満了するまでの間は、次条又は第12条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

**(発注者の解除権)**

**第12条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
  - (2) 受注者の責めに帰する理由により納品期間内に納品を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第2条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
  - (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
  - (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
  - (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
  - (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
  - (10) 発注者が行う物品の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
  - (11) 第15条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
  - (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
    - イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - ウ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められるとき。そのほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。
    - エ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
  - (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

**(談合その他不正行為による解除)**

**第12条の2** 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契

約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは同条第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提訴されたとき（受注者の役員等又はその使用人が当該公訴を提起された時を含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

#### （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第13条** 第12条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### （既納入物品の取扱い）

**第14条** 発注者が第11条又は第12条（第2項第7号及び第12号を除く。）の規定により、この契約を解除したとき、又は第16条第3項各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、物品の既納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、受注者は、その代金を請求することができる。

2 前項の代金の請求及び支払に関しては、第9条の規定を準用するものとする。

#### （受注者の解除権）

**第15条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能になったとき。
  - (2) 天災その他の理由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 前項各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

#### （発注者の損害賠償請求等）

**第16条** 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

- (1) 契約不適合があるとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。
- (1) 第12条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の規定による違約金の支払は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 第1項、第2項（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は

前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。

- 6 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期間内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額を遅延利息として併せて発注者に納付しなければならない。

#### (談合等不正行為があった場合の賠償金等)

**第16条の2** 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の総額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第12条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第12条の2第5号に該当したとき。

- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

#### (受注者の損害賠償請求)

**第17条** 発注者は、第11条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。ただし、その損害が、発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、第15条第1項第1号に該当し、同条の規定によりこの契約を解除された場合について準用する。

#### (契約不適合責任期間)

**第18条** 発注者は、引き渡された物品が契約不適合であるとき、契約の内容に適合しないことを知った日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

#### (契約の変更)

**第19条** この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、発注者と受注者が協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

#### (相殺)

**第20条** 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

#### (紛争の処理)

**第21条** 受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

#### (仮契約)

**第22条** この契約は仮契約であり、池田市議会の議決がなされたとき本契約となるものとする。

#### (疑義等の決定)

**第23条** この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

## 災害対応特殊消防ポンプ自動車の概要

池田市消防本部（署）に配置する予定の災害対応特殊消防ポンプ自動車は、少量の水で有効な消火活動を行うことができ、水損防止にも優れている圧縮空気泡消火装置（C A F S）をはじめ、夜間の安全を確保する照明装置、円滑な消火活動を補助する電動油圧昇降装置を装備しているもので、より安全に多種多様な火災に対応可能な消防体制を整えるため、購入するものである。

主要諸元等については、次のとおりである。

### 1 主要諸元

型式	3トン級消防専用シャシ
エンジン	消防専用4サイクルディーゼルエンジン
全長	5, 770mm
全幅	1, 920mm
全高	2, 900mm
定員	5名
エンジン出力	150PS
最小回転半径	6.0m

### 2 消防ポンプ

性能	A-2級
規格放水圧力	0.85Mpaで放水量2.0m <sup>3</sup> /分以上
吸水口	75mm左右各1口
吸水管	75mm×10m左1口

中継口 65mmポンプ室両側各1口

3 その他の主な<sup>ぎ</sup>艀装

オールシャッター式のポンプ室・機材収納スペース

圧縮空気泡消火装置（C A F S）

車体上部の照明装置

電動油圧昇降装置

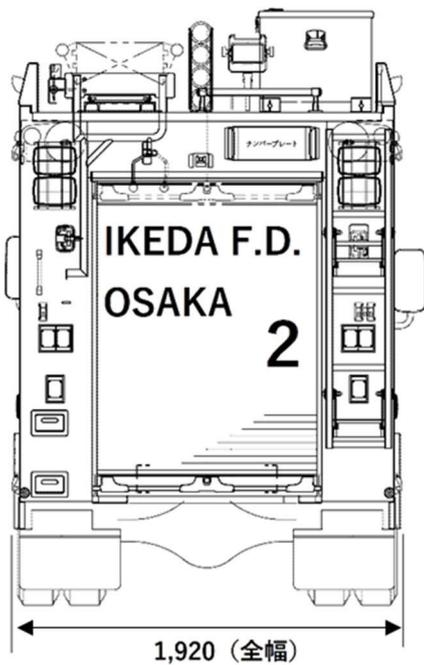
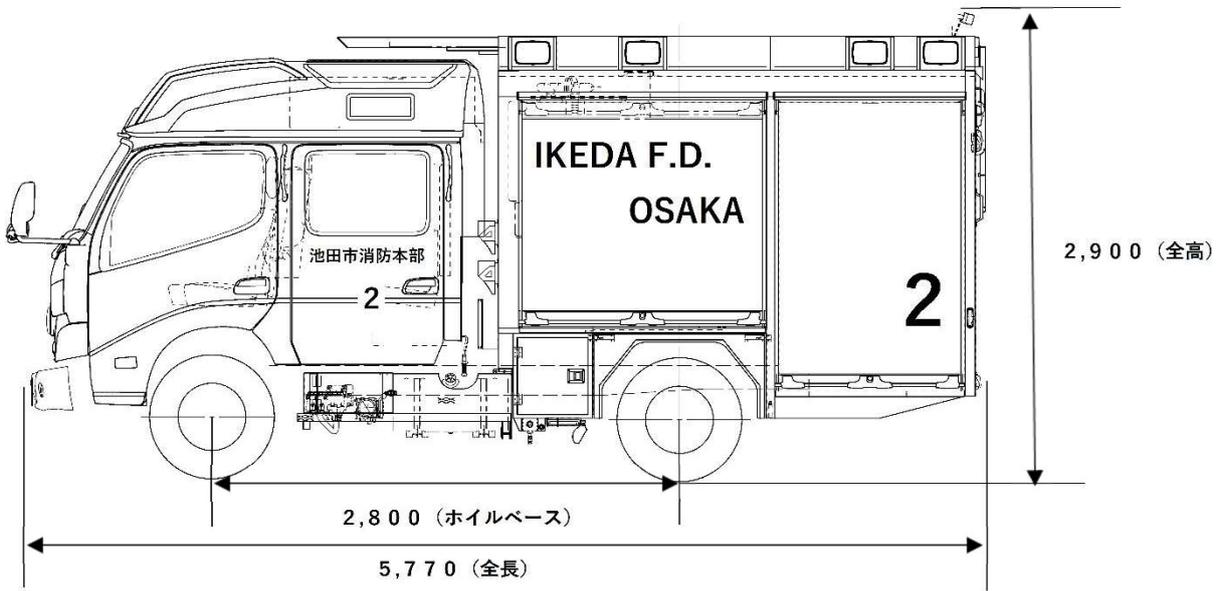
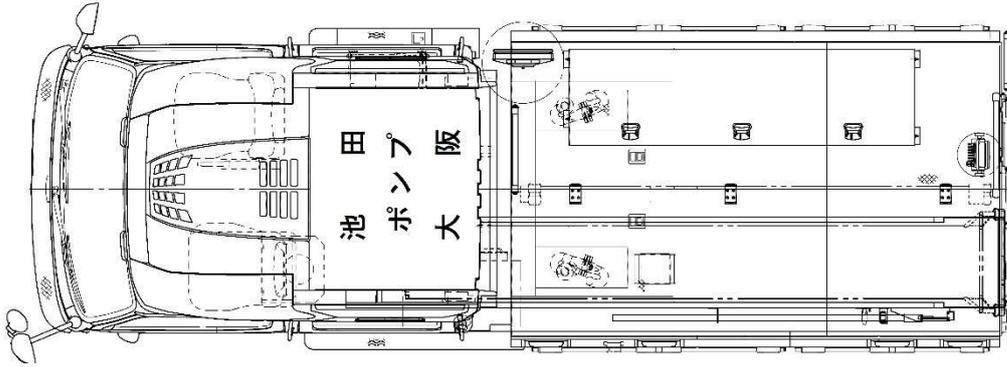
4 主な装備

空気呼吸器 4基

車載照明装置 1基

その他消防活動用装備 一式

5 艀装三面図



(単位：mm)

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び池田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年池田市条例第22号）第9条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 相手方 大阪府東大阪市稲葉2丁目3番17号  
大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部  
北東部事業部長 西浦 克敏
- 2 損害賠償の額 金8,137,170円

令和4年6月6日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理由

令和3年10月5日に発生した水道管の漏水に起因するガス管の損傷及びガス管内への水道水の流入に係る損害賠償の額を定めたいので、本議案を提出するものである。

## 経過について

- 1 令和3年10月5日午後10時頃、池田市神田1丁目14番15号地先において、池田市（以下「甲」という。）が管理する水道管（口径φ20mm）から漏水し、サンドブラスト現象（水道管から漏水し、噴出した水が付近の土砂と混ざり合い、近接した部材の一点に集中してジェット状に当たることにより、研磨し、損傷させることで最終的に穴を開けてしまう現象をいう。）が発生し、大阪ガスネットワーク株式会社（以下「乙」という。）が設置するガス管（口径φ50mm）を損傷させ、ガス管内に水道水が流入した。
- 2 現場付近92戸のガス供給が停止したため、乙及び乙の協力会社が、ガス管の修繕、ガス管内の水抜き作業等（以下「本件対応」という。）を行った。
- 3 令和3年11月18日、乙から本件対応に係る費用の支払についての申入れがあったため、本件対応に係る損害について協議を行い、当該損害の額の確定に向けて検査を開始した。
- 4 当該検査の結果、乙に8,137,170円相当の損害が生じたことを確認し、令和4年4月27日、甲及び乙は、これを損害額とすることを相互に確認した。
- 5 示談書（案）は、参考（2）のとおりである。ただし、表現については若干修正されることがある。

示 談 書 (案)

- 1 池田市（以下「甲」という。）と大阪ガスネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、令和3年10月5日に、大阪府池田市神田1丁目14番15号地先において、甲が管理する水道管（口径φ20mm）から漏水した水が原因となり、乙が設置するガス管（口径φ50mm）を損傷させ、ガス管内に水道水が流入したこと（以下「本件事故」という。）を確認した。
- 2 令和4年4月27日、甲及び乙は、本件事故に係る乙の損害金が別記損害金内訳書に記載されているとおり金8,137,170円であることを相互に確認し、本件事故に係る賠償について市議会に提出した議案の可決後1か月以内に乙の指定する銀行口座に振り込んで支払うことを合意した。
- 3 本件事故に関し、甲及び乙は、甲と乙の間において、前項に定める金員の他、何らの債権債務がないことを相互に確認した。
- 4 本示談書締結に際して知り得た情報を秘密として保持し、第三者に開示しないものとする。ただし、法令に基づく場合はこの限りではない。

本書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

年 月 日

甲 大阪府池田市大和町1番10号  
池 田 市  
池田市上下水道事業管理者 増井 文典

乙 大阪府東大阪市稲葉2丁目3番17号  
大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部  
北東部事業部長 西浦 克敏

別記

損害金内訳書

内 訳	金 額 (円)
労務費	5, 5 0 6, 4 7 8
材料費	3 0 4, 0 1 7
工事費	5 5 6, 5 7 7
ガードマン費	4 7 8, 7 2 8
外注作業（抽水作業）費	2 3 0, 0 0 0
諸経費	1, 0 6 1, 3 7 0
合計（損害金）	8, 1 3 7, 1 7 0







住 所 [REDACTED]  
氏 名 本 多 秀 義

[REDACTED] 生

住 所 [REDACTED]  
氏 名 宮 谷 玲 子

[REDACTED] 生

令和4年6月6日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

人権擁護委員奥由佳氏、神谷隆司氏、中尾裕美氏、本多秀義氏、宮谷玲子氏は、来る令和4年12月31日をもって任期満了となるため、その後任委員の推薦を必要とするものである。



議案第49号

令和4年度池田市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度池田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 283,098千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,871,988千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月6日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		7,941,866	283,098	8,224,964
	4 国 庫 交 付 金	487,196	283,098	770,294
歳 入 合 計		40,588,890	283,098	40,871,988

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		18,107,965	54,483	18,162,448
	1 社 会 福 祉 費	8,346,577	41,385	8,387,962
	2 児 童 福 祉 費	7,991,906	13,098	8,005,004
10 教 育 費		4,395,789	237,590	4,633,379
	5 給 食 セ ン タ ー 費	539,153	237,590	776,743
13 予 備 費		192,819	△8,975	183,844
	1 予 備 費	192,819	△8,975	183,844
歳 出 合 計		40,588,890	283,098	40,871,988

令和4年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 3 号

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,941,866	283,098	8,224,964
歳入合計	40,588,890	283,098	40,871,988

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 民生費	18,107,965	54,483	18,162,448	54,483			
10 教育費	4,395,789	237,590	4,633,379	228,615			8,975
13 予備費	192,819	△8,975	183,844				△8,975
歳出合計	40,588,890	283,098	40,871,988	283,098			0

歲

入

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 4 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国 庫交付金	18,942	283,098	302,040	3 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨 時交付金	283,098	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付 金 283,098 追加
計	487,196	283,098	770,294			

歲

出

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
3 老人福祉費	83,800	22,946	106,746	22,946				11 役務費	46	通信運搬費 46 追加 郵便料
								18 負担金補助 及び交付金	22,900	交付金 22,900 追加
7 障がい福祉費	2,545,958	18,439	2,564,397	18,439				11 役務費	39	通信運搬費 39 追加 郵便料
								18 負担金補助 及び交付金	18,400	交付金 18,400 追加
計	8,346,577	41,385	8,387,962	41,385						

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	5,007,564	11,568	5,019,132	11,568				11 役務費	8	通信運搬費 8 追加 郵便料
								18 負担金補助 及び交付金	11,560	補助金 8,060 追加 私立保育所等補助金 交付金 3,500 追加
3 保育所管理費	179,505	370	179,875	370				10 需用費	160	賄材料費 160 追加
								12 委託料	210	待機児童解消保育運営委託料 210 追加

4 児童発達支援センター管理費	30,357	60	30,417	60				10 需用費	60	賄材料費 60 追加
5 こども園管理費	105,814	1,100	106,914	1,100				10 需用費	1,100	賄材料費 1,100 追加
計	7,991,906	13,098	8,005,004	13,098						

## (款) 10 教育費

## (項) 5 給食センター費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 給食センター管理費	539,153	237,590	776,743	228,615			8,975	18 負担金補助及び交付金	237,590	補助金 237,590 追加 学校給食費円滑運用資金 補助
計	539,153	237,590	776,743	228,615			8,975			

(款) 13 予備費

(項) 1 予備費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1 予備費	192,819	△8,975	183,844				△8,975		予備費 △8,975 減額	
計	192,819	△8,975	183,844				△8,975			



# 参 考 资 料

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		16,945,000	—	16,945,000
	1 市 民 税	8,415,000	—	8,415,000
	2 固 定 資 産 税	6,419,000	—	6,419,000
	3 軽 自 動 車 税	124,000	—	124,000
	4 市 た ば こ 税	530,000	—	530,000
	5 入 湯 税	2,000	—	2,000
	6 都 市 計 画 税	1,455,000	—	1,455,000
2 地 方 譲 与 税		198,000	—	198,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	36,000	—	36,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	115,000	—	115,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	36,000	—	36,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	11,000	—	11,000
3 利 子 割 交 付 金		16,000	—	16,000
	1 利 子 割 交 付 金	16,000	—	16,000
4 配 当 割 交 付 金		90,000	—	90,000
	1 配 当 割 交 付 金	90,000	—	90,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		100,000	—	100,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	—	100,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		300,000	—	300,000
	1 法人事業税交付金	300,000	—	300,000
7 地方消費税交付金		2,100,000	—	2,100,000
	1 地方消費税交付金	2,100,000	—	2,100,000
8 ゴルフ場利用税交付金		50,000	—	50,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	50,000	—	50,000
9 環境性能割交付金		27,000	—	27,000
	1 環境性能割交付金	27,000	—	27,000
10 地方特例交付金		113,000	—	113,000
	1 地方特例交付金	109,000	—	109,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	4,000	—	4,000
11 地方交付税		3,200,000	—	3,200,000
	1 地方交付税	3,200,000	—	3,200,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000	—	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	—	12,000
13 分担金及び負担金		297,171	—	297,171
	1 負担金	297,171	—	297,171

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		896,201	—	896,201
	1 使用料	628,555	—	628,555
	2 手数料	266,519	—	266,519
	3 証紙収入	1,127	—	1,127
15 国庫支出金		7,941,866	283,098	8,224,964
	1 国庫負担金	6,035,984	—	6,035,984
	2 国庫補助金	1,347,072	—	1,347,072
	3 国庫委託金	71,614	—	71,614
	4 国庫交付金	487,196	283,098	770,294
16 府支出金		3,160,477	—	3,160,477
	1 府負担金	2,463,078	—	2,463,078
	2 府補助金	373,598	—	373,598
	3 府委託金	27,563	—	27,563
	4 府交付金	296,238	—	296,238
17 財産収入		18,811	—	18,811
	1 財産運用収入	8,161	—	8,161
	2 財産売払収入	10,650	—	10,650
18 寄附金		207,500	—	207,500

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	207,500	—	207,500
19 繰 入 金		2,216,698	—	2,216,698
	1 繰 入 金	2,216,698	—	2,216,698
20 諸 収 入		653,866	—	653,866
	1 延滞金加算金及び過料	20,000	—	20,000
	2 市 預 金 利 子	55	—	55
	3 貸付金元利収入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	200,000	—	200,000
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	290,711	—	290,711
21 市 債		2,045,300	—	2,045,300
	1 市 債	2,045,300	—	2,045,300
歳 入 合 計		40,588,890	283,098	40,871,988

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		359,235	—	359,235
	1 議 会 費	359,235	—	359,235
2 総 務 費		4,047,917	—	4,047,917
	1 総 務 管 理 費	3,103,148	—	3,103,148
	2 徴 税 費	506,129	—	506,129
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	271,149	—	271,149
	4 選 挙 費	110,891	—	110,891
	5 統 計 調 査 費	18,196	—	18,196
	6 監 査 委 員 費	38,404	—	38,404
3 民 生 費		18,107,965	54,483	18,162,448
	1 社 会 福 祉 費	8,346,577	41,385	8,387,962
	2 児 童 福 祉 費	7,991,906	13,098	8,005,004
	3 生 活 保 護 費	1,769,102	—	1,769,102
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		5,096,696	—	5,096,696
	1 保 健 衛 生 費	3,709,393	—	3,709,393
	2 清 掃 費	1,387,303	—	1,387,303
5 労 働 費		45,257	—	45,257

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	45,257	—	45,257
6 農林水産業費		52,356	—	52,356
	1 農林費	52,356	—	52,356
7 商工費		254,121	—	254,121
	1 商工費	254,121	—	254,121
8 土木費		3,196,016	—	3,196,016
	1 土木管理費	545,595	—	545,595
	2 道路橋りょう費	484,474	—	484,474
	3 河川費	54,698	—	54,698
	4 都市計画費	1,955,329	—	1,955,329
	5 住宅費	155,552	—	155,552
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,305,808	—	1,305,808
	1 消防費	1,305,808	—	1,305,808
10 教育費		4,395,789	237,590	4,633,379
	1 教育総務費	1,460,754	—	1,460,754
	2 小学校費	734,856	—	734,856
	3 中学校費	769,715	—	769,715

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	231,354	—	231,354
	5 給食センター費	539,153	237,590	776,743
	6 社会教育費	659,957	—	659,957
11 公債費		3,506,539	—	3,506,539
	1 公債費	3,506,539	—	3,506,539
12 諸支出金		28,372	—	28,372
	1 防災費	28,372	—	28,372
13 予備費		192,819	△8,975	183,844
	1 予備費	192,819	△8,975	183,844
	歳出合計	40,588,890	283,098	40,871,988

## 歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
義務的経費	22,228,240	—	22,228,240
人 件 費	8,441,932	—	8,441,932
扶 助 費	10,279,769	—	10,279,769
公 債 費	3,506,539	—	3,506,539
投資的経費	1,396,901	—	1,396,901
そ の 他	16,963,749	283,098	17,246,847
物 件 費	8,353,976	1,623	8,355,599
そ の 他	8,609,773	281,475	8,891,248
合 計	40,588,890	283,098	40,871,988

一般会計

令和4年度 補正第3号		歳出款別節別内訳表													(単位：千円)
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1	報酬	145,685	152,610	520,636	88,326	1,006	7,726	13,724	16,869	24,923	744,817		123		1,716,445
2	給料	34,815	616,024	496,317	359,708	4,112	13,911	6,156	204,105	417,293	517,924				2,670,365
3	職員手当等	88,407	697,159	444,208	298,471	3,166	11,423	7,070	170,424	443,690	540,464		4,953		2,709,435
4	共済費	60,488	264,316	282,310	150,477	1,680	5,706	5,129	83,108	162,279	329,764				1,345,257
5	災害補償費		300							100	30				430
6	恩給及び退職年金														
7	報償費	158	92,196	19,827	172,448	30	732	1,600	20	3,292	56,943		294		347,540
8	旅費	4,247	17,536	15,794	4,353	19	281	1,412	2,563	2,864	42,672				91,741
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085
10	需用費	4,129	233,142	85,596	395,618	157	6,627	3,756	99,479	90,752	347,497		5,824		1,272,577
11	役務費	1,138	104,896	38,346	28,889	345	225	380	993	4,317	32,470		6,418		218,417
12	委託料	5,031	929,796	644,868	2,395,342		965	21,294	1,002,887	4,445	891,103		8,854		5,904,585
13	使用料及び賃借料	1,188	428,039	73,746	26,547	18	757	2,616	154,399	3,148	250,130		14		940,602
14	工事請負費		34,000						535,300	11,000	486,000				1,066,300
15	原材料費			203	136				737	34	4,072				5,182
16	公有財産購入費			2,348											2,348
17	備品購入費	45	33,553	19,776	30,169	180	330		16	59,308	45,059		347		188,783
18	負担金補助及び交付金	12,904	165,277	2,212,551	58,815	34,544	3,673	52,981	115,792	60,657	267,220		1,481		2,985,895
19	扶助費		185	10,191,889	16,598						71,097				10,279,769
20	貸付金			2,724				138,000							140,724
21	補償補填及び賠償金		100	200	100				3,030		5,550				8,980
22	償還金利子及び割引料		51,025		1,661						50	3,506,539			3,559,275
23	投資及び出資金														
24	積立金		226,154	3,536	30,000			3	11,046				64		270,803
25	寄附金														
26	公課費		9	29	737					1,002	32				1,809
27	繰出金			3,107,544	1,038,301				795,248	16,704					4,957,797
	予備費													183,844	183,844
	( )%	(0.9)	(9.9)	(44.4)	(12.5)	(0.1)	(0.1)	(0.6)	(7.8)	(3.2)	(11.3)	(8.6)	(0.1)	(0.5)	(100.0)
	計	359,235	4,047,917	18,162,448	5,096,696	45,257	52,356	254,121	3,196,016	1,305,808	4,633,379	3,506,539	28,372	183,844	40,871,988

一般会計

令和4年度		補正第3号		歳出性質別節別内訳表				(単位：千円)	
節別	性質別	義務的経費			投資的経費	その他の経費		合計	
		人件費	扶助費	公債費		小計	物件費		その他
1	報酬	1,716,445			1,716,445			1,716,445	
2	給料	2,670,365			2,670,365			2,670,365	
3	職員手当等	2,709,435			2,709,435			2,709,435	
4	共済費	1,345,257			1,345,257			1,345,257	
5	災害補償費	430			430			430	
6	恩給及び退職年金								
7	報償費						347,540	347,540	
8	旅費					91,741		91,741	
9	交際費					3,085		3,085	
10	需用費				100,000	1,172,577		1,272,577	
11	役務費					218,417		218,417	
12	委託料				103,599	5,800,986		5,904,585	
13	使用料及び賃借料				774	939,828		940,602	
14	工事請負費				1,066,300			1,066,300	
15	原材料費					5,182		5,182	
16	公有財産購入費				2,348			2,348	
17	備品購入費				65,000	123,783		188,783	
18	負担金補助及び交付金				45,080		2,940,815	2,985,895	
19	扶助費		10,279,769		10,279,769			10,279,769	
20	貸付金						140,724	140,724	
21	補償補填及び賠償金						8,980	8,980	
22	償還金利子及び割引料			3,506,539	3,506,539		52,736	3,559,275	
23	投資及び出資金								
24	積立金						270,803	270,803	
25	寄附金								
26	公課費						1,809	1,809	
27	繰出金				13,800		4,943,997	4,957,797	
	予備費						183,844	183,844	
	計 ( )%	(20.7)	(25.1)	(8.6)	(54.4)	(3.4)	(20.4)	(21.8)	(100.0)
		8,441,932	10,279,769	3,506,539	22,228,240	1,396,901	8,355,599	8,891,248	40,871,988

## 《 介護サービス事業所支援給付金給付事業 》

### 1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策や、物価高騰に伴う負担を軽減するため、介護サービスを継続して提供する市内の事業所を対象に、支援給付金を給付する。

### 2. 事業内容

令和4年6月1日時点において、運営実態のある市内の介護サービス事業所を対象に、事業所の種別や規模に応じた支援給付金を給付する。

### 3. 給付額（1事業所当たり）

特別養護老人ホーム	300千円
介護老人保健施設	300千円
宿泊を伴う事業所	200千円
定員50人以上の通所介護事業所	200千円
その他事業所	100千円

### 4. 予算額 22,946千円

(内 訳)	役 務 費	46千円
	交 付 金	22,900千円
(財 源)	国庫支出金	22,946千円

## 《 障がい福祉サービス等事業所支援給付金給付事業 》

### 1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策や、物価高騰に伴う負担を軽減するため、障がい福祉サービス等を継続して提供する市内の事業所を対象に、支援給付金を給付する。

### 2. 事業内容

令和4年6月1日時点において、運営実態のある市内の障がい福祉サービス等事業所を対象に、事業所のサービス提供類型に応じた支援給付金を給付する。

### 3. 給付額（1事業所当たり）

施設入所支援事業所	300千円
宿泊を伴う事業所	200千円
その他事業所	100千円

### 4. 予算額 18,439千円

(内 訳)	役 務 費	39千円
	交 付 金	18,400千円
(財 源)	国庫支出金	18,439千円

## 《 障がい児通所支援事業所支援給付金給付事業 》

### 1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策や、物価高騰に伴う負担を軽減するため、障がい児通所支援サービス等を継続して提供する市内の事業所を対象に、支援給付金を給付する。

### 2. 事業内容

令和4年6月1日時点において、運営実態のある市内の障がい児通所支援事業所を対象に、事業所のサービス提供類型に応じた支援給付金を給付する。

### 3. 給付額（1事業所当たり）

通所系サービス事業所	100千円
通所系及び訪問系サービス事業所	200千円
重症心身障がい児対応通所系サービス事業所	200千円

### 4. 予算額 3,508千円

(内 訳)	役 務 費	8千円
	交 付 金	3,500千円
(財 源)	国庫支出金	3,508千円

## 《 就学前保育施設等食材費等高騰対策支援事業 》

### 1. 事業目的

コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、就学前の保育施設等において、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食が実施されるよう、物価高騰に対する負担軽減を図る。

### 2. 事業内容

給食の質を維持するため、食材料費の高騰分を就学前の保育施設等に対して支援する。

### 3. 補助対象

市内の就学前の教育・保育施設、児童発達支援センター

### 4. 予算額 9,590千円

(内 訳)	需用費	1,320千円
	委託料	210千円
	補助金	8,060千円
(財 源)	国庫支出金	9,590千円

## 《 学校給食無償化・食材費等高騰対策支援事業 》

### 1. 事業目的

コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、学校給食にかかる保護者負担の軽減を図るため、小学校、中学校及び義務教育学校の給食費を無償化する。

また、物価高騰に対応し、学校給食を安定して提供するための補助を行う。

### 2. 事業内容

令和4年7月から令和5年3月までの給食費無償化を行うとともに、給食の質を維持するため、食材料費の高騰分を補助する。

### 3. 補助額

給食費無償化分	227,490千円
物価高騰対応分	10,100千円

### 4. 予算額 237,590千円

(内 訳)	補助金	237,590千円
(財 源)	国庫支出金	228,615千円
	一般財源	8,975千円

議案第50号

令和4年度池田市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度池田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,874,488千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月6日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 諸 収 入		653,866	2,500	656,366
	6 雑 入	290,711	2,500	293,211
歳 入 合 計		40,871,988	2,500	40,874,488

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,047,917	2,500	4,050,417
	1 総 務 管 理 費	3,103,148	2,500	3,105,648
歳 出 合 計		40,871,988	2,500	40,874,488

## 令和4年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 4 号

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 諸 収 入	653,866	2,500	656,366
歳 入 合 計	40,871,988	2,500	40,874,488

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	4,047,917	2,500	4,050,417			2,500	
歳 出 合 計	40,871,988	2,500	40,874,488			2,500	

歳

入

2 歳 入

(款) 20 諸 収 入

(項) 6 雑 入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑 入	290,363	2,500	292,863	2 雑 入	2,500	コミュニティ助成金 2,500 追加
計	290,711	2,500	293,211			

歲

出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
13 自治振興費	385,258	2,500	387,758			2,500		18 負担金補助及び交付金	2,500	補助金 2,500 追加 コミュニティ助成
計	3,103,148	2,500	3,105,648			2,500				

# 參考資料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,945,000	—	16,945,000
	1 市 民 税	8,415,000	—	8,415,000
	2 固 定 資 産 税	6,419,000	—	6,419,000
	3 軽 自 動 車 税	124,000	—	124,000
	4 市 た ば こ 税	530,000	—	530,000
	5 入 湯 税	2,000	—	2,000
	6 都 市 計 画 税	1,455,000	—	1,455,000
2 地 方 譲 与 税		198,000	—	198,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	36,000	—	36,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	115,000	—	115,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	36,000	—	36,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	11,000	—	11,000
3 利 子 割 交 付 金		16,000	—	16,000
	1 利 子 割 交 付 金	16,000	—	16,000
4 配 当 割 交 付 金		90,000	—	90,000
	1 配 当 割 交 付 金	90,000	—	90,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		100,000	—	100,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	—	100,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		300,000	—	300,000
	1 法人事業税交付金	300,000	—	300,000
7 地方消費税交付金		2,100,000	—	2,100,000
	1 地方消費税交付金	2,100,000	—	2,100,000
8 ゴルフ場利用税交付金		50,000	—	50,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	50,000	—	50,000
9 環境性能割交付金		27,000	—	27,000
	1 環境性能割交付金	27,000	—	27,000
10 地方特例交付金		113,000	—	113,000
	1 地方特例交付金	109,000	—	109,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	4,000	—	4,000
11 地方交付税		3,200,000	—	3,200,000
	1 地方交付税	3,200,000	—	3,200,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000	—	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	—	12,000
13 分担金及び負担金		297,171	—	297,171
	1 負担金	297,171	—	297,171

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		896,201	—	896,201
	1 使用料	628,555	—	628,555
	2 手数料	266,519	—	266,519
	3 証紙収入	1,127	—	1,127
15 国庫支出金		8,224,964	—	8,224,964
	1 国庫負担金	6,035,984	—	6,035,984
	2 国庫補助金	1,347,072	—	1,347,072
	3 国庫委託金	71,614	—	71,614
	4 国庫交付金	770,294	—	770,294
16 府支出金		3,160,477	—	3,160,477
	1 府負担金	2,463,078	—	2,463,078
	2 府補助金	373,598	—	373,598
	3 府委託金	27,563	—	27,563
	4 府交付金	296,238	—	296,238
17 財産収入		18,811	—	18,811
	1 財産運用収入	8,161	—	8,161
	2 財産売払収入	10,650	—	10,650
18 寄附金		207,500	—	207,500

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	207,500	—	207,500
19 繰 入 金		2,216,698	—	2,216,698
	1 繰 入 金	2,216,698	—	2,216,698
20 諸 収 入		653,866	2,500	656,366
	1 延滞金加算金及び過料	20,000	—	20,000
	2 市 預 金 利 子	55	—	55
	3 貸付金元利収入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	200,000	—	200,000
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	290,711	2,500	293,211
21 市 債		2,045,300	—	2,045,300
	1 市 債	2,045,300	—	2,045,300
歳 入 合 計		40,871,988	2,500	40,874,488

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		359,235	—	359,235
	1 議 会 費	359,235	—	359,235
2 総 務 費		4,047,917	2,500	4,050,417
	1 総 務 管 理 費	3,103,148	2,500	3,105,648
	2 徴 税 費	506,129	—	506,129
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	271,149	—	271,149
	4 選 挙 費	110,891	—	110,891
	5 統 計 調 査 費	18,196	—	18,196
	6 監 査 委 員 費	38,404	—	38,404
3 民 生 費		18,162,448	—	18,162,448
	1 社 会 福 祉 費	8,387,962	—	8,387,962
	2 児 童 福 祉 費	8,005,004	—	8,005,004
	3 生 活 保 護 費	1,769,102	—	1,769,102
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		5,096,696	—	5,096,696
	1 保 健 衛 生 費	3,709,393	—	3,709,393
	2 清 掃 費	1,387,303	—	1,387,303
5 労 働 費		45,257	—	45,257

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	45,257	—	45,257
6 農林水産業費		52,356	—	52,356
	1 農林費	52,356	—	52,356
7 商工費		254,121	—	254,121
	1 商工費	254,121	—	254,121
8 土木費		3,196,016	—	3,196,016
	1 土木管理費	545,595	—	545,595
	2 道路橋りょう費	484,474	—	484,474
	3 河川費	54,698	—	54,698
	4 都市計画費	1,955,329	—	1,955,329
	5 住宅費	155,552	—	155,552
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,305,808	—	1,305,808
	1 消防費	1,305,808	—	1,305,808
10 教育費		4,633,379	—	4,633,379
	1 教育総務費	1,460,754	—	1,460,754
	2 小学校費	734,856	—	734,856
	3 中学校費	769,715	—	769,715

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	231,354	—	231,354
	5 給食センター費	776,743	—	776,743
	6 社会教育費	659,957	—	659,957
11 公債費		3,506,539	—	3,506,539
	1 公債費	3,506,539	—	3,506,539
12 諸支出金		28,372	—	28,372
	1 防災費	28,372	—	28,372
13 予備費		183,844	—	183,844
	1 予備費	183,844	—	183,844
	歳出合計	40,871,988	2,500	40,874,488

## 歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
義務的経費	22,228,240	—	22,228,240
人 件 費	8,441,932	—	8,441,932
扶 助 費	10,279,769	—	10,279,769
公 債 費	3,506,539	—	3,506,539
投資的経費	1,396,901	—	1,396,901
そ の 他	17,246,847	2,500	17,249,347
物 件 費	8,355,599	—	8,355,599
そ の 他	8,891,248	2,500	8,893,748
合 計	40,871,988	2,500	40,874,488

一般会計

令和4年度 補正第4号		歳出款別節別内訳表													(単位：千円)
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1	報酬	145,685	152,610	520,636	88,326	1,006	7,726	13,724	16,869	24,923	744,817		123		1,716,445
2	給料	34,815	616,024	496,317	359,708	4,112	13,911	6,156	204,105	417,293	517,924				2,670,365
3	職員手当等	88,407	697,159	444,208	298,471	3,166	11,423	7,070	170,424	443,690	540,464		4,953		2,709,435
4	共済費	60,488	264,316	282,310	150,477	1,680	5,706	5,129	83,108	162,279	329,764				1,345,257
5	災害補償費		300							100	30				430
6	恩給及び退職年金														
7	報償費	158	92,196	19,827	172,448	30	732	1,600	20	3,292	56,943		294		347,540
8	旅費	4,247	17,536	15,794	4,353	19	281	1,412	2,563	2,864	42,672				91,741
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085
10	需用費	4,129	233,142	85,596	395,618	157	6,627	3,756	99,479	90,752	347,497		5,824		1,272,577
11	役務費	1,138	104,896	38,346	28,889	345	225	380	993	4,317	32,470		6,418		218,417
12	委託料	5,031	929,796	644,868	2,395,342		965	21,294	1,002,887	4,445	891,103		8,854		5,904,585
13	使用料及び賃借料	1,188	428,039	73,746	26,547	18	757	2,616	154,399	3,148	250,130		14		940,602
14	工事請負費		34,000						535,300	11,000	486,000				1,066,300
15	原材料費			203	136				737	34	4,072				5,182
16	公有財産購入費			2,348											2,348
17	備品購入費	45	33,553	19,776	30,169	180	330		16	59,308	45,059		347		188,783
18	負担金補助及び交付金	12,904	167,777	2,212,551	58,815	34,544	3,673	52,981	115,792	60,657	267,220		1,481		2,988,395
19	扶助費		185	10,191,889	16,598						71,097				10,279,769
20	貸付金			2,724				138,000							140,724
21	補償補填及び賠償金		100	200	100				3,030		5,550				8,980
22	償還金利子及び割引料		51,025		1,661						50	3,506,539			3,559,275
23	投資及び出資金														
24	積立金		226,154	3,536	30,000			3	11,046				64		270,803
25	寄附金														
26	公課費		9	29	737					1,002	32				1,809
27	繰出金			3,107,544	1,038,301				795,248	16,704					4,957,797
	予備費													183,844	183,844
	( )%	(0.9)	(9.9)	(44.4)	(12.5)	(0.1)	(0.1)	(0.6)	(7.8)	(3.2)	(11.3)	(8.6)	(0.1)	(0.5)	(100.0)
	計	359,235	4,050,417	18,162,448	5,096,696	45,257	52,356	254,121	3,196,016	1,305,808	4,633,379	3,506,539	28,372	183,844	40,874,488

一般会計

令和4年度		補正第4号		歳出性質別節別内訳表				(単位：千円)	
節別	性質別	義務的経費				投資的経費	その他の経費		合計
		人件費	扶助費	公債費	小計		物件費	その他	
1	報酬	1,716,445			1,716,445				1,716,445
2	給料	2,670,365			2,670,365				2,670,365
3	職員手当等	2,709,435			2,709,435				2,709,435
4	共済費	1,345,257			1,345,257				1,345,257
5	災害補償費	430			430				430
6	恩給及び退職年金								
7	報償費							347,540	347,540
8	旅費						91,741		91,741
9	交際費						3,085		3,085
10	需用費					100,000	1,172,577		1,272,577
11	役務費						218,417		218,417
12	委託料					103,599	5,800,986		5,904,585
13	使用料及び賃借料					774	939,828		940,602
14	工事請負費					1,066,300			1,066,300
15	原材料費						5,182		5,182
16	公有財産購入費					2,348			2,348
17	備品購入費					65,000	123,783		188,783
18	負担金補助及び交付金					45,080		2,943,315	2,988,395
19	扶助費		10,279,769		10,279,769				10,279,769
20	貸付金							140,724	140,724
21	補償補填及び賠償金							8,980	8,980
22	償還金利子及び割引料			3,506,539	3,506,539			52,736	3,559,275
23	投資及び出資金								
24	積立金							270,803	270,803
25	寄附金								
26	公課費							1,809	1,809
27	繰出金					13,800		4,943,997	4,957,797
	予備費							183,844	183,844
	計 ( )%	(20.7) 8,441,932	(25.1) 10,279,769	(8.6) 3,506,539	(54.4) 22,228,240	(3.4) 1,396,901	(20.4) 8,355,599	(21.8) 8,893,748	(100.0) 40,874,488